

追加接種（3回目接種）

1 計画の位置づけ

・ 予防接種法の規定により市町村事務とされている新型コロナワクチンの特例的な臨時接種について、国の「新型コロナウィルスワクチン接種体制確保事業実施要項」等に基づき計画を策定し実施する

2 接種対象者

・ 初回接種（1.2回目接種）を受けた18歳以上のすべての住民を対象として1回接種を行う。  
 ・ 接種間隔については、初回接種の完了から原則8か月以上とする

3 接種体制

(1) 個別接種と集団接種の併用により実施する  
 (2) 運営方法

- 個別接種（医療機関が実施主体となるもの）
  - ・ 主として、医療機関の開設日時に実施する
- 集団接種（町が実施主体となるもの）
  - ・ 開設時間は1日当たり午前2時間、午後2時間を基本とする

役割	従事者
運営責任及び会場スタッフ	町職員他
接種チーム	医師（医療責任者）、看護師、薬剤師等

4 接種会場

- 個別接種 委託医療機関（20カ所）
- 集団接種 壬生町保健福祉センター（1カ所）

5 ワクチンの管理等

・ 基本型接種施設及び保健福祉センターにおいて、ワクチンを適正管理するとともに、診療所等での接種用にワクチンを小分けし、移送する

6 接種スケジュール（追加接種前倒し対応）

対象者の区分	前倒し間隔（開始月）
医療従事者等	6か月(R3.12月から)
高齢者施設等の入所者・従事者	6か月(R4.1月から)
高齢者（施設入所者以外）	7か月(R4.2月から)
上記以外の18歳以上の者	8か月(R4.3月から)

7 ワクチン接種の予約受付、相談対応

(1) 予約・受付方法

・ 集団接種については、町がWeb（パソコン等）及び電話（コールセンター）にて、一括して予約受付を行い、個別接種については、各医療機関が電話等で予約を受け付ける。

(2) 相談対応

・ コールセンターを設置し、接種券の再発行や住所地外での接種届出など、ワクチン接種に係る一般的な相談対応を行う

8 町民に対する情報提供

・ 広報誌や公式Webサイトに加え、ポスター掲示や学校・自治会等関係機関を通じた広報等を行う

9 副反応への対応

・ 接種後、15分以上の経過観察時間を設けるほか、帰宅後の体調変化においてもコールセンター等で相談に応じる  
 ・ 予防接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく副反応健康被害救済制度により対応する

10 推進体制の整備

・ 町は、国・県からの情報を的確に収集し、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切なワクチン接種を推進していく